

三監告示第 11 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

平成 29 年 11 月 30 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上                 |
| 3 監査の方法 | 同 上                 |
| 4 監査の結果 | 同 上                 |

## 定期監査結果に関する報告書

1 監査の対象 平成 28・29 年度における総務部政策推進課、情報管理課、行政課、財務課、税務課及び収納課並びに栄サービスセンター及び下田サービスセンター所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況

2 監査の期間 平成 29 年 9 月 19 日から同年 10 月 27 日まで

3 監査実施委員 大久保 秀 男  
捧 厚 雄  
熊 倉 均

4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成 28・29 年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。

- (1) 契約事務において、契約書の押印漏れや暴力団等排除条項の未記入などの契約書として不備な事例があった。
- (2) 現金出納事務において、領収印の押印漏れ、現金出納簿の記入漏れ、現金の長期保管など不適切な事務処理があった。
- (3) 施設使用料の徴収事務において、誤った減免を行い、追加徴収が必要となる事例があった。